

中津川市立落合中学校

# 「いじめ防止基本方針」

～一人の子どもを大切にするために～

～一人ひとりの生徒が生き生きと生活するために～

## ◇ もくじ ◇

- I 「いじめ防止 これだけは！」（岐阜県教育委員会）より
- II いじめの未然防止
- III いじめの早期発見  
いじめ発見のポイント
- IV いじめの早期対応
- V いじめ防止の対策のための組織
- VI 関係諸機関との連携（関係諸機関連絡表）

### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第二条）

# I 「いじめ防止 これだけは！」（岐阜県教育委員会） 令和元年11月より

中津川市立落合中学校

「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも見逃さない！

## いじめの基本認識

いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進第2条）【いじめの定義】

## 教師の心構え

教師は、いじめを見逃さず、子供をしっかり守る！

そのために…

1. 全ての教職員が一致協力した指導体制をつくる。
2. 早期発見・早期対応はもとより、未然防止に努める。



## 【未然防止】

- ◎「いじめ・不登校未然防止アドバイザー派遣事業」の活用

## 【早期発見・早期対応】

- ◎管理職への迅速な報告
- ◎確実な情報共有と組織的な対応
- ◎正確な事実確認・記録作成

## 【保護者との連携】

- ◎子供の幸せにつながる信頼関係づくり

## 【関係諸機関との連携】

- ◎警察や子ども相談センター等との連携

＜「いじめ」（未然防止、早期発見・早期対応）指導への基本的な考え方＞

### □未然防止

- ①子供の「居場所」づくり、子供同士の「絆」づくり
  - ・「居場所」と「絆」のある学級、学校づくり
  - ・生命、人権を大切にする指導
  - ・全教育活動を通じた指導
- ②未然防止の組織的な体制づくり
  - ・いじめに取り組む方針の明確化
  - ・全教職員の危機意識の向上
  - ・気になることを伝え合う職員集団

### □早期発見・早期対応

- ①早期発見・早期対応のためにできること
  - ・校内連携体制の充実
  - ・アンケート調査の実施
  - ・保護者との連携
- ②組織的な対応
  - ・学校いじめ対策組織を招集
  - ・早期発見・事案対処マニュアルに沿った組織的対応

## Ⅱ いじめの未然防止

中津川市立落合中学校

### 1 未然防止の考え方

日常生活の中で「先生から生徒へあったかい言葉かけ」をしたり、「先生同士で生徒のよいところを話題に」したり、お互いや関わり合いを大切にする活動を仕組んだりすることで、生徒が安心、安全な生活を送り、いじめに発展させない環境をつくる。

「いじめ防止 これだけは！」令和元年 11 月より



#### 望ましい人間関係を築く力を高める

- (1) 居場所と絆のある学校・学級づくり
  - 「分かった、できた」と思うことができる授業
  - 「みんなと活動すると楽しい」と思うことができる学級経営
- (2) 生命や人権を大切にする指導
  - 道徳や学級活動での実践、「ひびきあい活動」での取組
  - 発達段階や障がいへの理解を深める指導
- (3) すべての教育活動を通した指導
  - 認め合い、自己肯定感を高め合う日常の指導
  - いじめ防止対策に特化した教職員研修会
  - 情報モラル教育の推進

#### 一人一人を大切にする教師の姿勢

- (1) いじめ防止に取り組む方針の明確化
  - 「学校いじめ防止基本方針」の公表と児童生徒・保護者への説明
  - 全教職員での方針の共通理解
  - 情報が確実に把握できる体制の整備
- (2) 全教職員の危機意識の向上
  - いじめを察知・発見できる教職員
  - 高い人権感覚を身に付けた教職員
- (3) 気になることを伝え合う教職員集団
  - 担任だけでなく、複数の教職員での把握
  - 管理職まで迅速に報告

子ども一人ひとりに対し、親身になって寄り添い、  
いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！

いじめは、どの子にも起こり得るもの  
「仲間はずれ、無視、陰口などの暴力を伴わないいじめ」  
された経験がある・・・9割 / した経験がある・・・9割  
(国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター いじめ追跡調査 2013-2015 より)

<いじめ防止対策のための年間計画（未然防止に関わって）>

	「居場所」と「絆」のある学年・学級づくり	生命や人権を大切にする指導
4月	始業式・学級開き 対面式 生徒総会、ステージ集会①	命を守る訓練（火災）
5月	ステージ集会② 中山道ハイキング（1年生） 広島・神戸修学旅行（3年生）	
6月	日間賀島研修（2年生）	ちょっといい話コンクール参加
7月	ステージ集会③ 中体連 体育大会結団式 夏休み前集会	富士見台慰霊の会 人権作文コンクール参加
8月	夏休み明け集会	命を守る訓練（地震）（R8 クロスロードゲーム→R9 仮設トイレ→R10 DIG） ※落合社会福祉協議会に協力を依頼する。
9月		
10月	体育大会 ステージ集会③ 生徒会選挙 生徒総会 ふるさとふれあい講座	福祉体験（1年生） あったかい言葉かけ運動参加 職場体験（2年生）
11月	音楽会	全校道徳
12月	冬休み前集会	ひびきあい週間 ガイド研修（3年生）
1月	冬休み明け集会 ステージ集会④	命を守る訓練 （不審者対応） ※中津川警察署に協力を依頼する。
2月	ステージ集会⑤ 出発の会（生徒総会） 立つ鳥活動（3年生）	
3月	卒業式 生徒会選挙 ステージ集会⑥ 修了式・学級解散式	

### Ⅲ いじめの早期発見

中津川市立落合中学校

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のためには、日頃から教師と児童生徒と人間関係を良好にし、信頼関係を構築することが重要です。いじめは、教員や保護者、大人が気づきにくいところで起こっており、潜在化しやすいということを認識し、教員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。

また、児童生徒に関わるすべての教員やその他の職員が情報を共有し、保護者との連携を図りながら情報収集することが大切です。

#### 早期発見の基本

- ◇児童生徒のささいな変化に気づくこと  
→気になる変化（遊びやふざけのような見える行為などに対して）は、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモしておく。
- ◇気づいた情報を確実に共有すること  
→教員同士で情報を伝え合う。週1の職員打ち合わせにて共有する。気になる情報は担任、学年主任に情報共有する。（個人情報に留意する。）
- ◇情報に基づき、速やかに対応すること  
→必要に応じて、関係者を招集し、初期対応に向けての会議をもつ。

#### 日常的に行うこと

- ～生徒の小さなサインに気づくために～
- 朝の会での健康観察の場面で、一人ひとりの顔を見る。
- 生活ノート等の記述に目を通し、気になる書きぶりに敏感になる。
- 休み時間の人間関係に気を配り、一人である児童生徒に声をかける。

#### 定期的に行うこと

- 子どもの生活を把握するための「心のアンケート」や定期的な個人面談（二者懇、三者懇等）を実施する。
- 学年会や教育相談委員会で気になる児童生徒について、短期的・長期的な支援を検討する。
- QUTテスト等の実施と活用を行う。

#### 【相談しやすい環境づくり】

本人や周囲の生徒、保護者からの訴えについて、細心の注意をはらい、訴えを真摯に受け止める。

##### ①本人や周囲の仲間からの訴えに対して

###### [心身の安全の保証]

- ・訴えに対して「全力で守る」という姿勢を伝える。一時的に危険を回避する場所や時間を提供し、担任やスクールカウンセラーを中心に本人の心のケアに努める。

###### [事実関係や心情を傾聴]

- ・話す内容に対して疑うことなく傾聴する。事実関係の客観的な状況の把握と同時に本人の心情を聞き取る。

##### ②保護者に対して

###### [日頃の連携に努める]

- ・生徒の良さや気になる場所等、学校の様子について連絡を日頃から行っておく。

☆アンケートの質問票の原本等の一次資料は実施日から5年間保存とする。アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書の保存期間は該当児童生徒の卒業後5年間とする。

<いじめ防止対策のための年間計画（早期発見に関わって）>

	日常的に行うこと	定期的に行うこと
4月	職員打ち合わせ（毎週） 生活ノート（毎日・担任） 教育相談委員会（毎月） 保健室との連携（随時）	生徒指導事例研①② 心の健康調査① PTA総会（いじめ防止基本方針説明） 授業参観①（懇談会） 家庭確認訪問
5月	職員打ち合わせ（毎週） 生活ノート（毎日・担任） 教育相談委員会（毎月） 保健室との連携（随時）	QUテスト①
6月	職員打ち合わせ（毎週） 生活ノート（毎日・担任） 教育相談委員会（毎月） 保健室との連携（随時）	いじめ調査① 二者懇談週間①
7月	職員打ち合わせ（毎週） 生活ノート（毎日・担任） 教育相談委員会（毎月） 保健室との連携（随時）	三者懇談（全学年） 心の健康調査②
8月	職員打ち合わせ（毎週） 生活ノート（毎日・担任） 教育相談委員会（毎月） 保健室との連携（随時）	生徒指導事例研③ QUテスト（活用研修会）
9月	職員打ち合わせ（毎週） 生活ノート（毎日・担任） 教育相談委員会（毎月） 保健室との連携（随時）	二者懇談週間② 心の健康調査③
10月	職員打ち合わせ（毎週） 生活ノート（毎日・担任） 教育相談委員会（毎月） 保健室との連携（随時）	QUテスト②
11月	職員打ち合わせ（毎週） 生活ノート（毎日・担任） 教育相談委員会（毎月） 保健室との連携（随時）	いじめ調査② 授業参観②（懇談会） 三者懇談（3年）
12月	職員打ち合わせ（毎週） 生活ノート（毎日・担任） 教育相談委員会（毎月） 保健室との連携（随時）	心の健康調査④
1月	職員打ち合わせ（毎週） 生活ノート（毎日・担任） 教育相談委員会（毎月） 保健室との連携（随時）	生徒指導事例研④ 心の健康調査⑤ 三者懇談（全学年）
2月	職員打ち合わせ（毎週） 生活ノート（毎日・担任） 教育相談委員会（毎月） 保健室との連携（随時）	授業参観③（懇談会） 心の健康調査⑥
3月	職員打ち合わせ（毎週） 生活ノート（毎日・担任） 教育相談委員会（毎月） 保健室との連携（随時）	

# いじめ発見のポイント

中津川市立落合中学校

ちょっとした生徒の変化を見つけ（早期発見）、すばやく対応（早期対応）することによって大きないじめ問題に発展する前にいじめの芽を摘むことができます。いじめの発見や指導については、教師の鋭い観察力や人権感覚も必要です。また、教師間の連携（報告・連絡・相談）を強化することも大切です。下記に記した「いじめ、差別等「発見、指導」のポイント」は、ほんの一例にすぎませんが、日常生活での生徒つかみのポイントとしていただき、声をかけ連携をとるタイミングを逃さないことを全職員で実行していきましょう。

## いじめ、差別等「発見」のポイント

### 1. 登校、下校

- ① 元気がない。あいさつの声が小さい。張りがいい声。（肩を落として歩く、とぼとぼ、ゆっくりすぎる）
- ② 急に、一人で登校し始める。
- ③ カバンをいくつも持っている。（持たされている？）
- ④ カバンや衣服が汚れていたり破損したりしている。（途中で何かあったかも？）
- ⑤ 遅刻、早退、欠席が増える。（いじめによる不登校傾向のスタートかも？）

### 2. 朝の会、帰りの会

- ① 泣いている、机に伏せている。（それでも声かけがされていない）
- ② 遅れてくる。（トイレ等で何かされたかもしれない）
- ③ “一日の振り返り”のときなどに、小さなことでも集中的に名前が出る。
- ④ 強い口調で言われる（何か指示される、命令口調で言われる）
- ⑤ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑥ 予定を書こうとしない。（いじめられて意欲がわからない場合も考えられる）
- ⑦ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。

### 3. 授業

- ① 筆箱、ノート、教科書をよく忘れる。（隠されたり勝手に使われたりしている）
- ② 机や持ち物に落書がしてある、乱れている。（他者にやられている場合がある）
- ③ 泣いている、机に伏せている。（それでも声かけがされていない）
- ④ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑤ 班隊形の時に机が隣と離れている。
- ⑥ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。
- ⑦ 消しゴムのかけらなどを投げられる。
- ⑧ エンピツや定規などで背中等をつかれる。
- ⑨ 衿などに何か入れられる。いたずら書きなどを見えないところに貼られる。
- ⑩ 保健体育の授業や委員会するとき、座るのをためられる。
- ⑪ 授業中「トイレに行きたい」と申し出る。（いじめられていると休み時間に行けない）
- ⑫ 席を変えられる子（特に特別教室。普通教室でもありうる。）
- ⑬ 大変な仕事ややりたがらない仕事を半ば強制的に押しつけられる。
- ⑭ ノートをとらなくなった、乱雑になった。集中して話が聞けなくなった。
- ⑮ グループ学習や生徒活動のとき誰かに呼び付けられる。特定の子の所へ行く。
- ⑯ しばしば、授業に遅れる。「保健室に行っていました。」「トイレに行っていました。」「～を探していました。」「～を片付けていました。」と言う。

#### 4. 休み時間

- ① よく職員室や保健室に来る。
- ② 教室で、1人であることが多い。
- ③ トイレの前に立っている（立たされている＝見張り役）
- ④ 暗い顔をして誰かに手を引かれている。誰かの後をついて歩いている。（いじめ場所への途中?）
- ⑤ 遊んでいるようで、よく見ると集中的に何かぶつけられている。
- ⑥ ふざけ合いの延長で技をいつもかけられる側。複数の者に技をかけられる。
- ⑦ 人への扱いではない扱いを受けている。（耳や鼻を引っ張られる、小突かれる、けられる）
- ⑧ 校外へ出る。（商店への使い走りかも?）
- ⑨ 何人かでひそひそ話している子たちの視線の先にいる。（女子に多い?）
- ⑩ 職員室の前などをうろうろしている。（何か訴えたい?使い走りで鍵や物を取って来いと命令された?）
- ⑪ 教室移動のとき、いつも1人。

#### 5. 給食の時間

- ① 給食当番で、いつも負担の大きいものを分担させられる。
- ② 給食当番で、配ると変な顔をされる。他者が配ったのと変えられる。
- ③ しばしば、足りないメニューがある。（とられた、意識的に配られなかった）
- ④ デザートなどを執拗に要求される。自分から進んで特定の子にあげる。
- ⑤ 自分の分にいたずらをされる。（箸をさす、混ぜる、かくす）
- ⑥ いつも1人でおそくまで食べている。（当番に嫌がられている可能性あり）

#### 6. 掃除の時間

- ① いつも、負担の大きい仕事をやっている。（冬の雑巾がけ、机つり）
- ② いつも、ゴミ捨てに行っている。（分担がはっきりせず、さぼりぎみの掃除場所で）
- ③ ほうきでたたかれている、雑巾を投げ付けられている。
- ④ ゴミをはかっていたり、水をかけられたりしても怒らない。

#### 7. 部活

- ① たまに練習に遅れてくると、きつく責められる。
- ② 毎回みんなと別の練習内容をさせられる。
- ③ いつも、後片付けや使い走りをさせられる。
- ④ ペア練習で、いつも余ってしまう。ペアになることを避けられる。
- ⑤ 練習に行きたがらない。
- ⑥ 下級生からなめられたり、ひどい言い方をされたり、呼び捨てされる。
- ⑦ 練習ゲームで、チームに入ると（先生が入れると）、他者がいやな顔をする。

#### 8. その他・全体的に

- ① 席替えやグループづくりのとき、隣や同グループになるのを嫌がられる。
- ② 急に、成績が下がった。
- ③ 視線が定まらない。おどおどしている。
- ④ 笑顔が消えた。
- ⑤ 無口になった。
- ⑥ 急に、行動力のある子と一緒に行動しだした。急に友達が変わった。
- ⑦ 係をやめたい、部活を変わりたいと言い出した。（始めはさぼり現象）
- ⑧ 席替えをしてと頼みにくる。
- ⑨ 靴、上履き、カバン、持ち物がなくなる。（壊される・落書・画鋲が入っている）
- ⑩ いつも、あだ名や呼び捨てで呼ばれる。
- ⑪ いつも、他者の用事で職員室にくる。
- ⑫ 特定者の人の手伝いをする。用事を頼まれる。（良い行為だが、二面性あり）
- ⑬ 生活ノートで、不安や心配を暗にほのめかす。
- ⑭ 生活ノートの中身が急に形式的な優等性的なものになる。
- ⑮ 生活ノートの字体が変わる。乱雑になる。出さなくなる。

# Ⅳ いじめの早期対応

中津川市立落合中学校

いじめの相談を受けたり、その兆候を発見した場合、問題の軽重に関わらず、早期に適切な対応をすることが大切である。生徒指導対応や事故対応と同様に、組織で動くことを基本とし、特に確かな初動体制が解決に向けての決め手となります。いじめの解決に向けて一人で抱え込まず、学年や学校体制で組織的に対応していきましょう。いじめられている（と感じている）児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先にし、事実確認を正確に行い、指導体制や支援の方法を決めていきます。下記が「いじめ対策委員会」が行う対応の概要です。



【「いじめ対策委員会」における対応】（個人で対応せず、あくまでも組織で対応！）

<p>正確な実態把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害を訴える生徒から、事実及び心情を十分に聞き取る。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・聞き取る場所及び時間を配慮し、安全を確保・保障する。</li> </ul> </li> <li>○いじめに関わったと思われる生徒及び周囲の生徒からの聞き取りを行う。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・5W1Hを時系列になるように記録する。</li> <li>・複数の教員で、できれば同時に個々で聴き取る。</li> <li>・聞き取りは、焦らず、慎重かつ注意深く進める。</li> <li>・事実を付き合わせ、矛盾やズレがないか整理し、実際の状況を理解する。</li> <li>・いじめられた生徒に寄り添いつつ、いじめた側の生徒にも丁寧に聞き、お互いの納得を大切にする。</li> </ul> </li> </ul>
----------------	--

<p>指導体制・指導方針決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指導のねらいを明確にする。（被害者、加害者、周囲の生徒）</li> <li>○対応する教職員の役割分担を考える。</li> <li>○すべての教職員への共通理解を図る。</li> <li>○関係諸機関との連携を図る。</li> </ul>
--------------------	---

<p>生徒への指導・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被害生徒へは、つらい気持ちを共感的に受け止め、必ず解決に向かう希望をもたせる指導・支援を行う。また、自信をもたせる言葉をかけ、自尊心を高める。</li> <li>○いじめる側の生徒に対しては、事実を確認するとともに、気持ちや状況についても聞き、その子の背景にあるものにも目を向け指導・支援する。その上で、いじめが人として決して許されない行為であり、いじめられる側の気持ちを認識させる。</li> <li>○当事者の問題に留めず、学級及び学年、全校の問題として捉え今後にかかす手立てを仕組む。</li> </ul>	<p>保護者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇いじめられた側の保護者に対して             <ul style="list-style-type: none"> <li>○発見したその日の内に家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係と学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。</li> <li>○保護者の心情を共感的に受け止める。継続して家庭と連携を取りながら解決に向かえるよう協力依頼をする。</li> </ul> </li> <li>◇いじめた側の保護者に対して             <ul style="list-style-type: none"> <li>○正確な事実関係を説明し、被害生徒の心情を伝え、よりよい解決と加害生徒の変容に向けて協力して取り組んでいくことを依頼する。</li> </ul> </li> </ul>
---	---

<p>事後の対応</p>	<p>継続した指導・経過観察・保護者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談の継続・SC等の活用</li> <li>○道徳等を含めた心の教育の充実を図り、学級を見直す。</li> <li>○資料の保管（質問票の原本等の1次資料など）卒業後5年間</li> </ul>
--------------	--

## V いじめ防止の対策のための組織

中津川市立落合中学校

### いじめ対策委員会

—— いじめ対策委員会 ——		—— 拡大いじめ対策委員会 ——	
◎校長	「総括」		
教頭・教務主任	「総括補佐、教育委員会連携」担当		
	「関係諸機関連携、小中学校連携」担当		
○生徒指導主事	「いじめ防止対策年間計画」「いじめ調査」担当		
養護教諭 (教育相談担当)	「心のアンケート作成・集計・分析」担当		
	「日常の観察の集約・Q Uテスト」担当		
学年主任	「居場所・絆のある学年経営」担当 (体験学習)		
S C (主任児童委員)	(必要に応じて要請)		
人権主任	「ひびきあいの日の取り組み」担当		
道徳主任	「心を豊かにする道徳教育」担当		
研究推進委員長	「わかる授業づくり」担当		
学習指導部長	「学習規律づくり」担当		
生活指導部長	「生活規律づくり」担当		
情報主任	「情報端末に関わる研修」担当		
生徒会担当	「自治的な取り組みづくり」担当		

＜いじめ防止対策のための年間計画（「いじめ対策委員会」に関わって）＞			
4月	いじめ対策委員会 指導方針、指導計画等 生徒指導事例研①② 職員研修①（資質向上研修） PTA総会（いじめ防止基本方針説明） 心の健康調査① 家庭確認訪問	10月	QUテスト②
5月	QUテスト①	11月	いじめ調査② 授業参観（懇談会）
6月	いじめ調査①	12月	心の健康調査④
7月	心の健康調査② QUテスト（活用研修会） 情報モラル研修	1月	生徒指導事例研③ 職員研修③（資質向上研修） 心の健康調査⑤ 「落合中の生活」説明（新入生向け）（いじめ対策を含む）
8月	生徒指導事例研② 職員研修②（資質向上研修）	2月	いじめ対策方針説明（保護者向け） 心の健康調査⑥
9月	心の健康調査③	3月	いじめ対策委員会 本年度の評価、次年度の方針検討

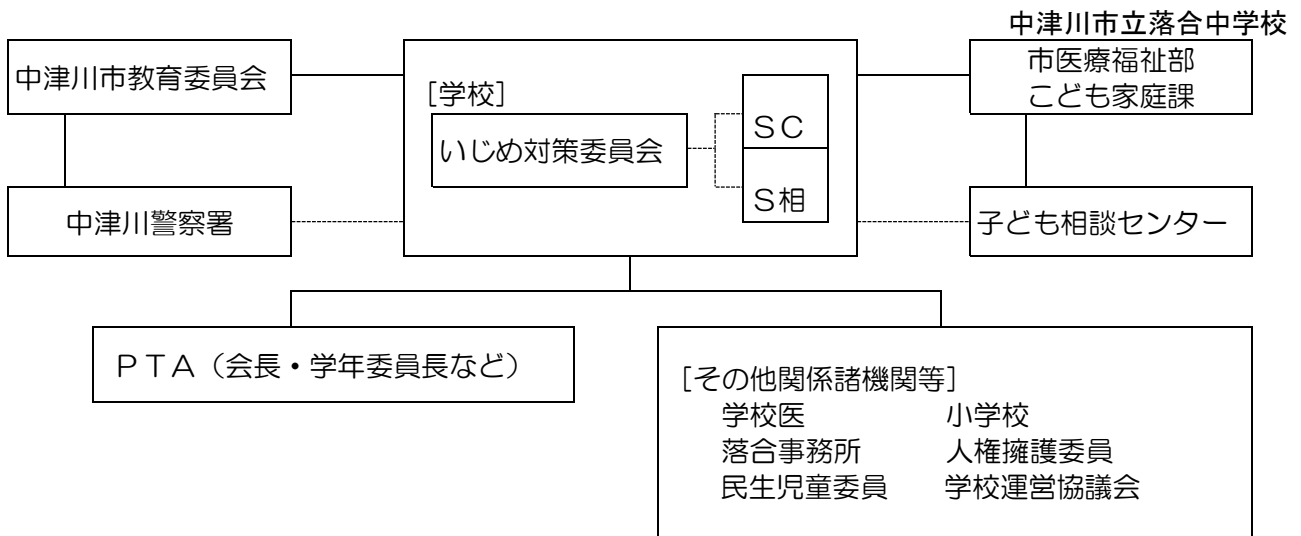
\*いじめ事案発生時は **緊急いじめ対策委員会**を招集し対応にあたる。

### いじめの「解消」の定義

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていること

- ① いじめに係る行為が止んでいること、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

## VI 関係諸機関との連携



関係機関連絡先一覧

関係諸機関	関係課等	電話番号
中津川市 教育委員会	学校教育課	66-1111
	学校教育課長	内線：4230
	生徒指導担当指導主事	内線：4231
中津川警察署		66-0110
中津川市消防本部		66-1119
中津川市民病院		66-1251
中津川市 総務部	防災安全課	66-1111
	防災安全課長	内線：160
中津川市 医療福祉部	子育て家庭課	66-1111
	子育て家庭課課長	内線：615
東濃子ども相談センター		0572 23-1111
恵那保健所		0573 26-1111